

## 委託業務仕様書（案）

### 1 業務名

令和5年度わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト、「しごと」のある「暮らし」体験及び学生関係人口創出事業業務

### 2 業務目的

移住者の更なる増加を図るため、県への就職・転職に関心のある移住希望者に対して、仕事の紹介や、再就職活動の支援、一定期間仕事と暮らしを体験する支援を行うとともに、地方に対する関心が高い学生と若者の力を活かして地域活性化を図りたい県内団体・個人等とのマッチングを支援し、本県との関係人口創出を促進する。

### 3 本業務の委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 4 本業務の目標

各細事業における目標数値は以下のとおりとする。

#### ①わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

相談件数 600件（【東京】400件 【大阪】200件）

#### ②「しごと」のある「暮らし」体験

体験参加者数 300名 新規受入先数 20事業者

#### ③学生関係人口創出事業

新規学生登録者数 300名 新規プログラム登録数 50件

### 5 本業務の範囲

#### 5-1 わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクト

(1) キャリアアドバイザーを次のとおり配置すること。

##### ① 配置場所

次のA、B2か所の相談窓口キャリアアドバイザーを配置すること。

##### A. わかやま移住定住支援センター東京窓口

東京都千代田区有楽町2-10-1

東京交通会館8階 認定NPO法人ふるさと回帰支援センター内

##### B. わかやま移住定住支援センター大阪窓口

大阪府大阪市中央区本町橋2-31

シティプラザ大阪1階 大阪ふるさと暮らし情報センター内

② 業務日（原則）

配置場所A：週3日 毎週火曜日10時から18時まで、毎週金曜日及び日曜日  
14時から18時まで

配置場所B：週1日 毎週金曜日の10時から18時までを予定

※ただし、A、Bとも各相談窓口の定休日を除く。

③ 業務従事者の条件

各相談窓口に以下の要件をすべて満たす相談員を1名以上配置すること。

- ア 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条の20に規定する厚生労働大臣によるキャリアコンサルタント登録証の交付を受けている者
- イ 利用者に県内の求人情報を提供する等、職業紹介の実施が可能な者
- ウ 県の風土や暮らしを利用者に伝えることができる者
- エ 利用者に対して公平かつ公正に相談に応じることができ、他の相談員や県職員と協力・信頼関係を築き、円滑かつ効率的な業務遂行が可能な者

(2) 利用者のフォローアップ

窓口での面談に加え、40名程度／月を目安にメールやオンライン等による相談対応を実施すること。

また、必要なデータ提供はじめ、県が行う追跡調査に協力すること。

(3) 情報発信・広報

地方での就職・転職に関心のある者に対して、SNS等各種媒体を活用した情報発信や広報を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

(4) キャリアアドバイザーの派遣

県及び市町村等が実施する移住相談会において、講師やキャリア相談対応等の業務依頼があった場合、キャリアアドバイザーを派遣すること。ただし、業務内容に鑑み、派遣が適切であるかどうか県と協議の上決定することとし、別途発生するキャリアアドバイザーへの報酬や旅費等の費用については委託費から支出するものとする。

（年間派遣回数（予定） 3回程度）

5-2 「しごと」のある「くらし」体験事業

(1) 「しごと」のある「くらし」体験事業の実施

本県への移住等希望者向けに、以下の①～⑦を踏まえ、参加者が希望する体験内容に応じて地域での「しごと」と「くらし」を体験できる仕組みを整え、事業を実施すること。

① 体験受入期間

令和5年5月（予定）～令和6年3月

② 体験コースの設定

次のA、B2種類のコースを設定

A. 起業・就農コース

実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで

受入先：求人はなく、体験のみ可能な事業者

B. 就労コース

実施期間：1泊2日から最大5泊6日まで

受入先：求人があり、参加者と意向が合えば雇用の可能性がある事業者

③ 既存受入先の受入意向確認（約170事業所）及び内容の見直し

既存受入先について、当該事業の継続意向確認を行うとともに、体験内容の更新やモデルコースの設定など内容の見直しを行うこと。受入実績の少ない受入先については、紹介の内容の更新など受入実績を伸ばすための見直しを行うこと。

④ 新規受入先の掘り起こし及び紹介記事の作成

受入先の掘り起こし先については、受託者が提案し、県と協議の上、決定する。

なお、主な体験先としてもものづくり事業者、転職なき移住・二拠点居住関係事業者（コワーキングスペースやシェアハウス等を起業した方を想定）、女性に人気があるとされる職業の体験ができる事業者などを選定すること。

⑤ 参加者滞在先

体験の効果が高まる滞在先を、あらかじめ県と協議の上決定すること。

⑥ 体験経費の支払

以下の経費は委託費に含む。

ア 受入先経費

A. 起業・就農コース 1人あたり1日5千円

イ 参加者経費

参加者が宿泊する地域に応じ、次の通りとする。

移住推進市町村（地域）※：1人あたり1泊最大5千円

その他の地域：1人あたり1泊最大3千円

※具体的な地域は県移住ポータルサイト（<https://www.wakayamagurashi.jp/>）を参照すること。

ウ 体験期間中の参加者移動経費（集合場所→受入先、宿泊場所等への移動経費）

ただし、私用による移動は除く。

エ 体験期間中の傷害保険

⑦ 参加者負担

自宅から集合場所までの往復交通費、体験期間中の食費等

## (2) 説明会の開催

- ① 対象者：地方での仕事を求めている移住希望者
- ② 開催回数：4回以上
- ③ 開催時期：県と協議の上決定
- ④ 開催場所：東京都特別区（オンライン開催含む）
- ⑤ 集客目標：1回あたり20から30人程度、ただし、4回のうち1回は80名以上を目標とする。
- ⑥ 内容：受入先での体験事例や新規受入先の紹介など、体験への参加を促し本県への移住に寄与する内容とすること。

## (3) 広報

- (1)(2)の業務に関して、効果的な広報活動を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

## (4) テレワーク移住体験コースの作成・実施

主にテレワークで仕事をする方をターゲットに本県へのテレワーク移住を促進するため、テレワーク移住を体験できる仕組みを整え実施すること。ただし、コースの作成に当たっては以下の①～⑤を踏まえるとともに体験内容、実施時期、対象者等については県と協議の上で決定すること。また、必要に応じて「しごと」のある「くらし」体験受け入れ事業者を活用すること。

なお、参加者募集などの広報は県で行う予定のため見積もりは不要とするが、広報用チラシ（オンライン用）作成については見積もりに入れること。

### ①体験コースの設定

- ア 実施期間：1泊2日から最大2泊3日まで
- イ 体験コース数：3つ以上
- ウ 地域ならではの仕事や暮らしを体験できるような内容とすること

### ②体験経費

以下の経費は委託費に含む。

- ア 受入先経費：1人あたり1日5千円
- イ 参加者宿泊経費：

参加者が宿泊する地域に応じ、次の通りとする。

移住推進市町村（地域）※：1人あたり1泊最大5千円

その他の地域：1人あたり1泊最大3千円

※具体的な地域は県移住ポータルサイト (<https://www.wakayamagurashi.jp/>) を参照すること。

- ウ 体験期間中の傷害保険

③参加者負担

交通費（体験期間中の移動経費含む）、体験期間中の食費等は参加者が負担することとする。

④参加目標人数：50人程度

(5) 参加者へのフォローアップ・アンケート分析

- ① 体験や説明会参加者へアンケート調査等を行い、適宜フォローアップし、移住促進につなげる。なお、アンケート内容は県と協議の上、決定すること。
- ② 必要なデータ提供はじめ、県が行う追跡調査に協力すること。
- ③ 体験者に対して実施したアンケート調査結果を分析の上、今後の参加者にとって参考となるような情報を県移住ポータルサイトに掲載すること（例、参加者満足度、体験者の声など）。

5-3 学生関係人口創出事業業務に関すること

(1) サーバ・ドメイン、登録データの引継

令和4年度マッチングサイトのシステム開発・保守受託事業者(株式会社仕事旅行社)よりシステム管理サーバおよびサイトドメインの管理、サイト利用者(学生またはプログラム掲載事業者など)の登録データ(アカウント情報、プログラム内容等)について引き継ぐこと。

なお、システムの開発言語及びソフトウェア構成は以下のとおりである。

- ・プログラミング言語 PHP
- ・システムデータベース MySQL

<サーバ・ドメインの設置について>

ア 安全性確保の観点から、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）」において登録されたサービス上に構築することを原則とする。

イ 上記による調達が困難な場合は、以下のいずれかの認証制度の認証を取得し、または監査フレームワークに対応しているサービスから調達すること。

■認証制度

- ・ISO/IEC27017による認証取得
- ・JASAクラウドセキュリティ推進協議会CSゴールドマーク
- ・米国FedRAMP

■監査フレームワーク

- ・AICPA SOC2（日本公認会計士協会IT7号）
- ・AICPA SOC3（SysTrust/WebTrusts）（日本公認会計士協会IT2号）

ウ サーバは、SSL/TLSを実装し、SSLサーバ証明書を発行すること

エ サーバの設置場所は、日本国内であること。

- オ サーバは、ユーザーが増加した際にプログラム変更することなく適切な対応が取れる状態であること。
- カ メンテナンス時間を除き、24 時間 365 日稼働すること。
- キ 24 時間監視体制が整備されたサーバであること。
- ク 現在使用しているサイトドメインを利用すること。サイトドメインを変更する場合は、県と協議の上、決定すること。  
※現在使用しているドメインは「app.wakayamacrew.jp」

## (2) マッチングサイトの保守管理

### ① 運用保守（軽微な改修含む）

- ア システムを改修した場合は、内容に応じてマニュアルを改訂すること。
- イ 本システムに係る全ての OS・ミドルウェア・ソフトウェア他について、契約期間中にサポート切れ及びライセンス違反にならないよう適切に管理を行うこと。
- ウ システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- エ システム障害に関する受付窓口を設け、連絡体制を書面で県に提出すること。
- オ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。自動又は手動により最終バックアップ地点まで復旧できるようにすること。
- カ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- キ システムの軽微な改修については、業務やサービスに不具合が起こらないよう事前にテストを実施し反映すること。また、システムの変更内容を記録し、成果品等は常に最新の状態に保つこと。
- ク 利用者等登録情報のバックアップを週に 1 回以上取得し、バックアップ取得時間は、協議により決定すること。また、バックアップは 3 世代以上保存すること。
- ケ 利用者が 5 秒以内にページを開けるようにすること。

### ② 情報セキュリティ対策

- ア ウェブサイトやネットワークの脆弱性等を契機とした情報漏洩が発生しないよう、ウイルス対策ソフトを導入し、常に最新のパターンファイルを適用するなど、十分なセキュリティ対策を施すこと。
- イ ウェブサイトやネットワークの脆弱性診断を定期的を受診すること。
- ウ 表示するページは全面 SSL 化すること。
- エ サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏えい等のセキュリティインシデント発生時には、県に報告の上、速やかに対応を行うこと。

### ③ 動作環境

ア 一般的に広く採用されている Microsoft Windows や MacOS に最新版の Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox、Safari などのブラウザがインストールされた PC 端末、及び Android、iOS などの OS に最新版の標準ブラウザがインストールされたモバイル端末に対応すること。また、これらに対してすべての環境での動作確認を実施すること。

イ 対応言語は日本語とすること。

### (3) 新規事業者の掘り起こしおよび利用者へのフォローアップ

#### ① プログラム登録事業者の掘り起こし

本サイトを利用し、学生を受け入れる県内事業者の掘り起こしを行うこと。また、県内の各種イベントやフェアとの連携や必要に応じて「しごと」のある「くらし」体験受け入れ事業者を活用し、プログラム登録促進を実施すること。

#### ② 利用者へのフォローアップ

受入事業者の当該サイト掲載プログラムの作成支援や、学生と受入事業者のマッチングを促進させる支援を実施すること。

### (4) 広報業務

マッチングアプリの学生登録を促進させるため、SNS 等活用するなど効果的な PR を提案し、県の承認を得た上で実施すること。

### (5) 傷害保険の支払

本サイトを利用しマッチングした学生がプログラムを体験するにあたって必要な傷害保険料を支払うこと。

## 6 納入について

### (1) 月次報告書等

事業名	納入物（電子媒体のみ）	納入期限
キャリアチェンジ 応援プロジェクト	月次報告書	翌月10日まで
「しごと」のある 「くらし」体験		
学生関係人口創出 事業	作業項目単位で実績工数を記載した報告書を	該当業務対応

	提出させること。	後、随時提出すること。
	システム保守運用管理書類（障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理、システムの変更内容を記録したもの）	
	テスト結果報告書	

## （２）実績報告書

事業終了後、電子および紙媒体にてすみやかに提出すること。

## 7 県との協議等

事業の進捗、今後の方向性を確認するため、定期的に県と協議を実施すること。また、県から業務に係る指示、問い合わせがあった場合、速やかに対応すること。

## 8 対象経費

### （１）わかやまキャリアチェンジ応援プロジェクトに関する経費

- ①キャリアアドバイザーの配置に係る経費
- ②利用者のフォローアップ実施に係る経費
- ③情報発信・広報に係る経費
- ④キャリアアドバイザー派遣に係る経費

### （２）「しごと」のある「くらし」体験に関する経費

#### ①「しごと」のある「くらし」体験事業の実施に係る経費

ただし、5-2（1）⑥アの経費として4,185千円（税込）、5-2（1）⑥イの経費として2,544千円（税込）を委託金額から確保すること。

- ②説明会の開催に係る経費
- ③広報に係る経費
- ④テレワーク移住体験コースの作成・実施に係る経費

ただし、5-2（4）②（ア）の経費として500千円（税込）、5-2（4）②（イ）の経費として500千円（税込）を委託金額から確保すること。

#### ⑤参加者へのフォローアップに係る経費

### （３）学生関係人口創出事業広報業務に関する経費

- ①システムおよびデータ引継ぎに係る経費
- ②サイト保守運用経費
- ③受入先掘り起こしに係る経費
- ④広報に係る経費

⑤利用者フォローアップの実施に係る経費

(4) 実施報告書作成に係る経費

(5) 上記作業に係る人件費

## 9 その他

(1) 5-2(1)⑥(ア)及び(イ)並びに5-2(4)②(ア)及び(イ)の体験経費については、実績に応じて支出するものとし、当初の金額から余剰が生じた場合、県と協議の上、契約変更し、精算すること。

(2) 本事業の目的を達成するため、県が実施する他の移住推進事業及び委託事業者と連携を図ることで、相乗効果を上げること。

(3) 本事業の実施にあたって取得した物品のうち、取得価格が5万円以上の物品については、県に帰属するものとし、本事業終了後に引き渡すこと。

(4) この委託により発生する報告書等成果物の著作権はすべて県に帰属する。

(5) 本事業は、国費を用いて執行する予定であり、事業完了後5年間は事業に係る帳簿等を保管し、和歌山県監査委員や会計検査院の検査に協力すること。

(6) 本事業は、公費が財源であることから、事業趣旨をよく理解したうえで、事業開始後であっても、予算の範囲内で県の指示に従うこと。

(7) 受託者は、委託期間の満了、又は契約の解除により契約が終了するときは、委託業務につき適切な安全措置をとり、県又は県の指名する者に誠意をもって引き継ぐこと。その調整等に係る費用一切は、本調達に含むこと。

(8) 本仕様に記載のない事項については、双方協議の上、決定すること。